

別紙

諮問第936号

答 申

1 審査会の結論

「生活安全相談処理結果表」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に私が〇〇警察署生活安全課に相談した際に作成された生活安全相談処理結果表」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和3年6月29日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和4年1月18日に審査会に諮問された。

審査会は、令和4年11月11日に実施機関から理由説明書を、同年12月16日に審査請求人から意見書を收受し、同年11月22日（第166回第三部会）及び同年12月22日（第167回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 生活安全相談について

生活安全相談（以下「相談」という。）とは、「警視庁生活安全相談取扱規程」（平成12年3月16日訓令甲第12号）において、都民の社会生活上生じる防犯問題、家事問題、民事問題及び身の困りごとに関する相談であるとされており、実施機関における相談に係る業務は、職員が都民の生活の安全に関わる援助の要請に積極的かつ適切に対応することにより、犯罪の未然防止等を図り、もって都民生活の安全と平穏を確保することを目的とされている。

そして、「警視庁生活安全相談取扱要綱の制定について」（平成12年3月16日通達甲（生．総．家相）第3号。以下「要綱」という。）において、相談担当者及び相談責任者は、相談を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、相談の要旨及び取扱いの概要を警察総合相談業務等管理システムに登録するとともに、要綱別記様式第1号「生活安全相談処理結果表」及び同別記様式第1号の2「相談処理経過の概要」を出力し、また、継続する事案が終了した場合は、同別記様式第3号「相談処理結果」を出力し、それぞれ所属長の決裁を受けた後、保存するものとされている。さらに、相談者のほかに複数の関係者がいる場合には、同別記様式第4号「相談関係者」を出力し、保存するものとされている。

#### イ 本件非開示情報について

本件審査請求に係る対象保有個人情報とは、「生活安全相談処理結果表」（警視庁〇〇警察署、受理年月日平成〇年〇月〇日、受理番号〇号、相談処理結果を含む。）及び「生活安全相談処理結果表」（警視庁〇〇警察署、受理年月日令和〇年〇月〇日、受理番号〇号）（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）である。

本件対象保有個人情報は、要綱別記様式第1号「生活安全相談処理結果表」、同別記様式第1号の2「相談処理経過の概要」（別紙「相談処理経過の概要」を含む。）、同別記様式第3号「相談処理結果」、同別記様式第4号「相談関係者」及び添付書類である手書きのメモにより構成されている。

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報を特定した上で、「相談処理経過の概要」のうち、「処理経過の概要」欄で開示請求者以外の個人に関する情報が記載された部分（以下「本件非開示情報1」という。）は条例16条2号及び6号に該当し、別紙「相談処理経過の概要」で相談事務に係る評価、判断等に関する

情報が記載された部分（以下「本件非開示情報2」という。）は同条6号に該当するとして非開示とした。

また、管理職でない警察職員の氏名及び印影（以下、併せて「本件非開示情報3」という。）は条例16条2号及び4号に該当するとして非開示とした。

さらに、「生活安全相談処理結果表」については、「分類種別」、「措置方法」、「措置結果」、「相談の種別」、「事件化の検討」、「連絡引継確認印」及び「相手方」の各欄を、「相談処理経過の概要」については、「分類種別」及び「措置」の各欄を、「相談関係者」については、警察職員の氏名を除く非開示とした部分を、「相談処理結果」については、「分類種別」及び「措置」の各欄（以下、併せて「本件非開示情報4」という。）を条例16条6号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

#### ウ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報1を確認したところ、警察職員が関係者から事情を聴取した内容が記載されており、開示請求者以外の個人を識別することができるものであると認められることから条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、相談業務は、警察が相談者等の秘密を厳守するという信頼関係に基づいており、相談者等自らが知り得る情報を警察に託しているものであるため、その内容を開示することとなると、相談者等との信頼関係が損なわれ、今後、相談業務に係る相談者等からの協力が得られにくくなるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1は、条例16条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

#### エ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報2を確認したところ、本件相談に関し警察職員が評価、判断した内容が記載されており、その内容を開示することとなると、相談業務を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、相談内容に基づく客観的な評価、判断及び相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りの

ないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握や適正な事案判断が困難になるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報3の非開示妥当性について

本件非開示情報3は、管理職ではない警察職員の氏名及び印影であり、これらは開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例16条2号本文に該当する。

実施機関では、管理職である警察職員の氏名については慣行として公にしているが、その他の警察職員の氏名については慣行として公にしていないことから、本件非開示情報3は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報3は、条例16条2号に該当し、同条4号の該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

カ 本件非開示情報4の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報4を確認したところ、「生活安全相談処理結果表」の「分類種別」、「措置方法」、「措置結果」、「相談の種別」、「事件化の検討」及び「連絡引継確認印」の各欄並びに「相談処理経過の概要」及び「相談処理結果」の「分類種別」及び「措置」の各欄は、いずれも本件相談の分類や今後の対応に関して警察職員が評価、判断した内容を記載する部分であり、「生活安全相談処理結果表」の「相手方」欄及び「相談関係者」のうち警察職員の氏名を除く非開示とした部分は、いずれも相談者以外の人定情報をそれぞれ記載する部分であることが認められた。

これらの情報を開示することとなると、相談業務を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、相談内容に基づく客観的な評価・判断及び相談内容の率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握や適正な事案判断が困難になるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、相談業務は、警察が相談者等の秘密を厳守するという信頼関係に基づいて

行われているため、これらを開示することによって、今後、相談者等からの協力が得られにくくなり、事情聴取が困難になるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報4は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

キ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書において、開示された箇所には配偶者の暴力に関する記載がなく、真相真実を明らかにするため全文開示が必要である旨主張する。

これに対し、実施機関は、相談業務において聴取したどの部分を生活安全相談処理結果表に記載するかは担当者の判断であって、相談者が話した文言を逐語的に記載するものではないと説明しており、開示、非開示の判断に直接影響を及ぼすものではないため、記載内容について審査会は判断しない。

さらに、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、實金 敏明、峰 ひろみ